

# デイサービスうらら 重要事項説明書

通所介護 / 介護予防通所サービス

## (1) 事業所の概要

### ① 事業所の指定番号及びサービス提供の種類と地域

- ・指定番号 2372602470
- ・サービス提供の種類 通所介護 / 介護予防通所サービス
- ・所在地 豊川市御油町汲ヶ谷 127 番地
- ・サービス提供できる地域 豊川市とする。それ以外の地域については希望者があれば応相談。

### ② 事業所の職員体制

- ・責任者 有限会社光堂 代表取締役 平野昌也
- ・管理者 1 名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・従業者  
生活相談員 2 名以上  
看護職員 2 名以上  
介護職員 4 名以上  
機能訓練指導員 2 名以上  
従業者は、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

### ③ 事業所の営業日、営業時間とサービス提供時間

- ・営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8 月 13 日から 8 月 16 日、国民の祝日及び国民の休日、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。
- ・営業時間 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。
- ・サービス提供時間 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 5 分までとする。

## (2) 介護保険給付対象のサービス内容

- ① 食事の提供 ②入浴（一般浴） ③日常生活動作の機能訓練 ④健康チェック  
⑤ 送迎 ⑥個別機能訓練 ⑦運動器機能向上訓練（介護予防）

## (3) サービス利用にあたっての留意点

- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
- ・これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい。
- ・所持金品は、自己責任で管理して下さい。
- ・施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は、ご遠慮下さい。

## (4) 介護保険給付対象外サービス内容

- ・通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 1 0 0 円徴収いたします。
- ・利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った事業の費用は、3 0 分あたり 5 0 0 円を徴収いたします。
- ・食費は、1 食 6 0 0 円を徴収いたします。
- ・おやつ代は、1 食 1 3 0 円を徴収いたします。

- ・個別レクレーション、企画行事の備品等の材料費は、1ヶ月1500円を徴収いたします。
- ・おむつ代は、小パッド50円、大パッド80円、リハパン120円、テープおむつ150円を使用した分を徴収いたします。
- ・日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収いたします。
- ・前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

#### (5) ご利用料金

- ・別紙「ご利用料金表」を参照。
- ・解約料 本契約終了後、既に実施されたサービスに対する料金とその他諸費用実費分を請求いたします。契約終了日から1週間以内に精算することとします。
- ・支払方法 毎月、10日までに前月分を請求します。27日以内に現金集金、又は振込みとします。

#### (6) サービス利用方法

- ・サービスの利用開始  
利用について分からない事は、遠慮なくお申し出下さい。現在、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は介護支援専門相談員（ケアマネージャー）とご相談下さい。
- ・サービス終了  
利用者の都合でサービスを終了する場合1週間前までに事業所に通知してください。やむを得ない事情の場合は1週間以内でも解約できます。
- ・事業所の都合でサービスを終了する場合  
1ヶ月前までに文書にて報告します。やむを得ない事情の場合は直ちにこの契約を解除することができます。
- ・自動終了  
利用者が、介護保険施設に入所した場合。利用者のよう介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。利用者が死亡した場合。

#### (7) 事業所の介護サービスの特徴

利用者様のニーズに合ったサービスを心がけ個々の機能維持、回復を支援します。家庭的で細やかな介護の中で、利用者様を尊重し社会性に富んだ喜びあふれる時間づくりをします。

#### (8) サービス事業所の苦情相談窓口

- ・住所 豊川市御油町美世賜 183-16 ・TEL/FAX 0533-87-4107 / 053387-4137
  - ・担当 平野昌也 生活相談員
- |                |              |
|----------------|--------------|
| 東三河広域連合 介護保険課  | 0532-26-8471 |
| 豊川市役所 介護高齢課    | 0533-89-2137 |
| 愛知県国民健康保険団体連合会 | 052-971-4165 |
| 豊橋市役所 長寿介護課    | 0532-51-2359 |
| 岡崎市役所 介護サービス課  | 0564-23-6147 |
| 蒲郡市役所 長寿課      | 0533-66-1176 |

- (9) 事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。必要に応じて保険者及び東三河広域連合へ速やかに報告いたします。

(10) 第三者による評価の実施状況

- ・アンケート調査、意見箱等の意見等を把握する取り組み = 有り
- ・愛知県指定調査機関による第三者評価の実施 = 無し

(11) 介護計画書に基づいてサービス提供いたしますが、これについてご本人、又はご家族からご要望があれば、いつでもご覧いただけます。

◇ デイサービスうらら 豊川市御油町汲ヶ谷127番地 0533-88-8137

## 【ご利用料金表】

(1) 介護保険に係る料金（通所介護） 基本単位

1単位：10.14円

単位/日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所介護	658	777	900	1023	1148
入浴加算（I）	40	40	40	40	40
機能訓練加算（I）イ	56	56	56	56	56
総単位計	754	873	996	1119	1244

※入浴介助加算及び機能訓練加算（I）イは、利用希望があり計画がある場合は加算されます。

(2) 介護保険に係る料金（介護予防） 基本利用単位

1単位：10.14円

単位/月あたり	要支援1	要支援2
介護予防サービス	1897	3653
運動器機能向上加算	基本報酬に包括化	基本報酬に包括化
総単位計	1897	3653

※運動器機能向上加算は、利用希望があり計画がある場合は加算されます。

(3) 介護職員等処遇改善加算IV（※R6年度介護報酬改定により6月から新加算となる）

当施設は介護職員等処遇改善加算IVに該当し、1ヶ月の所定単位の14.5%相当する単位数が計算され加算されます。

(4) その他の費用 基本費用

昼食、おやつ代（1食）	730円
個別レクリエーション、企画行事の備品等の材料費（1ヶ月）	1500円
延長時間30分	500円
交通費 実施地域外 1キロ	100円

※交通費 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり100円を徴収致します。

当事業所は、サービス内容及び重要事項説明書に基づいて事業のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

事業者

事業者名 有限会社光堂  
住所 愛知県豊川市御油町汲ヶ谷127番地  
代表者名 代表取締役 平野昌也 ㊞  
事業所名 デイサービスうらら

説明者 ( )

私は、サービス内容及び事業のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意いたしました。

◇利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

◇代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

平成25年 5月 1日 改訂

平成28年 4月 1日 改訂

平成28年11月10日 改訂

平成30年11月 1日 改訂

令和元年 8月 1日 改訂

令和5年7月14日 改訂

令和5年10月 5日 改訂

令和6年 6月 1日 改定